

## 2 早期発見及び相談の場の確保

### (1) 現状と課題

ケアラーへの支援について、一般的な相談対応やレスパイトケア（一時的な休息のための援助）などの取組は、従前から福祉の分野で広く行われているものですが、道による実態調査の結果、「相談できる人や場所」を求める回答が多数認められ（P 80及びP 92）、ヤングケアラーに関しては、「誰にも相談したことがない」との回答が約8割を占めていました（P 116）。

このことは、「他人に知られたくない」という家族介護の性質上、相談窓口につながりにくい傾向があることに加え、どのような窓口で、どのような支援を受けることができるのかといった仕組みや手順が知られていない場合があることなどによるものと考えられます。

### (2) 基本的な考え方（着眼点）

こうした課題を踏まえると、「早期発見及び相談の場の確保」に関する取組としては、自発的な相談がしやすい環境づくりや相談窓口の明確化が必要となりますが、いずれについても、次の着眼点 a から c までを参考に、個々の世帯状況に応じて関係機関が適切に連携しながら支援を行うことが求められます。

また、実際の相談対応においては、例えば、周囲と区切られた場所で行うなど、相談者のプライバシー保護に十分配慮した仕組みとする必要があります。

特に、ヤングケアラーへの支援に当たっては、子どもの権利擁護と利益尊重の観点から、自らの意見を表明し、その意見が支援に反映される環境の整備を図ることが重要となります。

なお、条例では、18歳未満のケアラーをヤングケアラーと定義していますが、18歳を超えた場合であっても、年齢により一律に対象外とせず、青年期から成人期にかけては、進学や就職等の将来設計を立てる機会が多くなり、ケアの責任がより重くなることもあるなど、若い世代固有の課題を踏まえ、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を行うことが大切です。



家族介護者支援の「新たな視点」



ケアラーの世帯状況に応じた方法・内容による支援



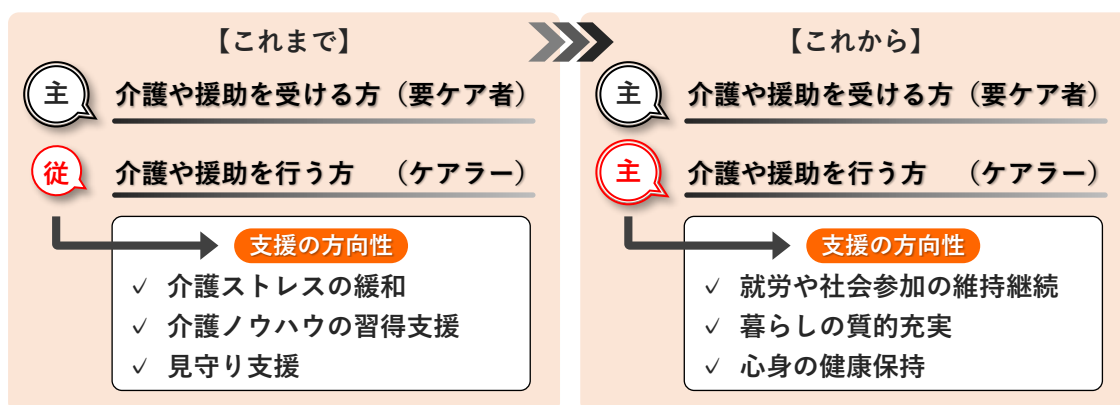
市町村や関係機関による連携（考え方・体制・協議の場）

➔ **着眼点 a：家族介護者支援の「新たな視点」**

「老老介護」や「ダブルケア」、「遠距離介護」、「介護離職」など、家族介護を取り巻く課題が多様化している中、ケアラー支援が目指す方向性は、ケアラーとその家族の双方における生活の質の維持・充実とされています。

この目的達成に向けては、ケアラーを家族介護の「介護力」と捉えるだけでなく、ケアラー自身の生活や人生の質的向上も支援するという新たな視点を持つことが重要になります。

これまでは、介護や援助を「受ける方」が支援の対象者であると標準的に考えられていましたが、これからは、介護や援助を「行う方」も同様、大切にされるべき存在であるという認識に立つことが必要です\*。

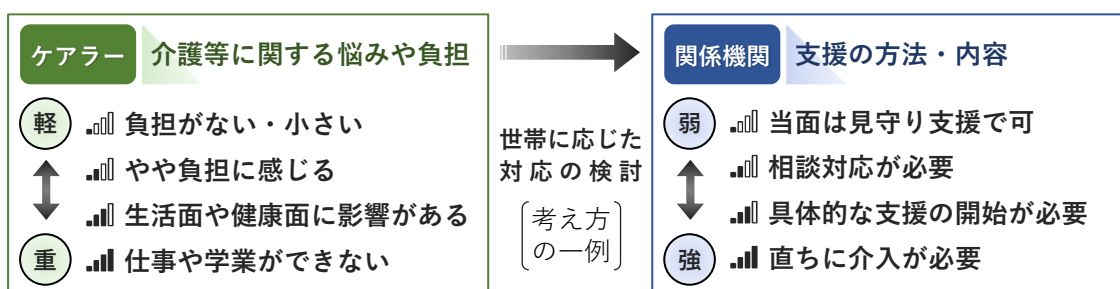


〔※ 厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」参照〕

➔ **着眼点 b：ケアラーの世帯状況に応じた方法・内容による支援**

家族介護に関する課題の多様化と同様に、個々のケアラーが抱える介護や援助の負担感も様々であり、早期の介入が必要な世帯のみならず、当面は見守り支援を中心とすることが妥当と判断される世帯もあります。

ケアラーへの支援は、こうした個別性を踏まえた上で、世帯状況に応じた適切な方法・内容により行うことが求められます。



## ➔ 着眼点c：市町村や関係機関による連携

### 【考え方】

ケアラーが抱える悩みや負担は、その年齢や家庭環境、ケアを必要とする家族の状態などによって様々であり、課題が複合化しやすい特徴があります。

ケアラー支援に当たっては、複数の機関・部署が横断的に関わっていくことが必要となりますが、あらゆるケースに共通する支援の型を定めることは現実的でないため、これまでも行っている各分野での支援を組み合わせ、事例ごとに対応していくことが求められます。

新たな支援や特別な対応をしなければならないと捉えるのではなく、視野を広げ、「家族介護に関する悩みや負担を抱えているかもしれない」という観点から相談に応じることが大切であり、多様な支援の組み合わせが求められるからこそ、関係機関による連携が重要となります。

関係機関が連携してケアラー支援を行う際、次のような考え方や姿勢がポイントになるとされています\*。

#### 1 基本的な理解の共有

…家族全体への支援の必要性を理解すること

#### 2 意思の尊重

…性急に介入せず、本人の意思を尊重して支援を進めること

#### 3 本人及び家族の視点の重視

…本人や家族が希望する支援は何かを検討すること

#### 4 包括的な支援

…切れ目なく包括的に行われる支援を目指すこと

#### 5 支援を行う主体の明確化

…支援を主体的に進める者を明らかにすること

#### 6 当事者意識の共有

…支援に当たったの課題を自分事として捉えること

#### 7 役割の明確化

…各機関の役割を明らかにした上で、目標を共通化すること

#### 8 支援策の模索

…既存の制度やサービスで対応できない場合でも、支援策の模索に協力すること

#### 9 見守りの重要性への理解

…本人や家族が支援を望まない場合でも、見守ることの重要性を理解すること

#### 10 顔の見える関係づくり

…円滑な連携のため、日頃から顔の見える関係づくりを意識すること

10の  
ポイント

※ 厚生労働省「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」参照

〔体制〕

ケアラーを支援するための市町村や関係機関による連携体制は、自治体の人口規模や社会資源の多寡などによって様々であると考えられますので、次の連携図も参考としつつ、地域の実情に応じた柔軟なあり方を検討することが重要になります。



〔Ⅰの「関係機関」とは、業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関を指し、医療機関や薬局等も含まれる。〕


## 【協議の場】

市町村の各部署や関係機関が、地域におけるケアラーの実態や課題を情報共有し、個別ケースへの支援策を検討するに当たっては、協議の場を設けることが必要です。

ケアラー支援に携わる職員は多職種・多機関にわたるため、個別支援の必要が生じてから協議の場を設けようとする、参集範囲や議題の設定などに期日を要し、実際の支援に至らなくなる可能性もあります。

そこで、ケアラー支援に関する協議の場は、その枠組みをあらかじめ設定しておくことが大切になります。


具体的な設定方法については、家族支援に関する既存の合議体を活用するか、新たに設置することなどが考えられるところであり、いずれの場合であっても、地域の実情に応じた各分野の横断的な連携が適切に図られる体制整備に努めることが、地域全体でケアラーとその家族を支えていく仕組みづくりにつながります。

 **方法A：既存の合議体を活用して設置**

- ✓ **高齢者支援**  
…介護保険法による地域ケア会議
- ✓ **障がい者支援**  
…障がい者総合支援法による（自立支援）協議会
- ✓ **生活支援**  
…生活困窮者自立支援法による支援会議
- ✓ **児童支援**  
…児童福祉法による要保護児童対策地域協議会

協議の場  
の設置方法

※ これらは例示であり、法的根拠のある合議体の活用に限定されない。

 **方法B：新たな合議体を設置**

- ✓ **家族支援**  
…庁内関係部署が共同で「ケアラー支援推進会議（例）」を設置

多職種・多機関による連携を実効性あるものとするため、地域において、ケアラー支援に関する協議の場をあらかじめ設定。

### (3) 具体的取組

実態調査の結果を踏まえ、基本的施策の第2に位置付けた「早期発見及び相談の場の確保」について、道では、支援を必要とするケアラーの早期発見・把握に係る考え方を周知するほか、広域的支援として相談対応を担う職員向けの研修を実施し、家族介護に関する相談窓口が明確化されるよう、広報やホームページ等による住民周知を推し進めるとともに、ヤングケアラーに関しては、相談経験がないとの回答が多数を占めている現状を勘案し、専門相談窓口を設置するなどの取組を行っていきます。

学校教育部門による教育相談体制の充実に関する施策も含め、道が推進する主な取組項目は次のとおりです。

#### 「早期発見及び相談の場の確保」に関する道の主な取組項目の一覧

- 1 支援を必要とするケアラーの早期発見・把握の促進
- 2 ケアラー支援の担い手となる職員向け研修の実施
- 3 家族介護に関する相談窓口の明確化の推進
- 4 医療的ケア児を支える家族への支援
- 5 ヤングケアラー専門相談窓口の設置
- 6 ヤングケアラーを支援につなぐ調整役の配置
- 7 支援が必要と考えられるヤングケアラーへのアウトリーチの取組





## 取組①：支援を必要とするケアラーの早期発見・把握の促進

道では、支援を必要とするケアラーの早期発見・把握について、次のような方法や着眼点により行われることが効果的である旨を周知するなどして、市町村や関係機関等の取組を促進していきます。

### アウトリーチによる実態把握

- ➡ ケアラー本人からの相談はないものの、介護等に関する悩みや負担を抱えていると考えられ、早期の支援開始が必要と判断されるケースにあっては、各分野の担当者が連携して、アウトリーチ（訪問支援）により実態把握を試みることで有効です。この際、性急に介入するのではなく、本人の意思を尊重しながら丁寧に支援を進めていく必要があります。

### 関係機関による把握の取組

- ➡ また、ケアを必要とする方との関わりがある医療福祉の関係機関や日頃から児童生徒と接する時間の長い教職員などは、ケアラーを把握しやすい立場にあるため、ケアラー支援の特性を踏まえて対応することで家庭の状況に気付いたり、ケース会議において関係者間で情報を共有するといった取組が早期発見・把握につながる可能性もあります。

このような着眼点や対応上の配慮事項等について、関係機関や教職員への理解促進を図っていく必要があります。

### 地域による把握の取組

- ➡ 公的支援・サービスを利用していない家族を介護等しているケアラーや学校に通うことができていないヤングケアラーは、支援ニーズが特に潜在化しやすい傾向があります。

こうした場合、民生委員・児童委員をはじめとする地域の支援者の目でケアラーを発見・把握することが重要であり、ボランティアや民間団体を含め、ケアラーについて学ぶ機会を確保することが求められます。

### 市町村における現状把握の推進

- ➡ それぞれの地域でケアラーへの支援に関する意識を喚起するためには、実態調査を行うことが有効となります。

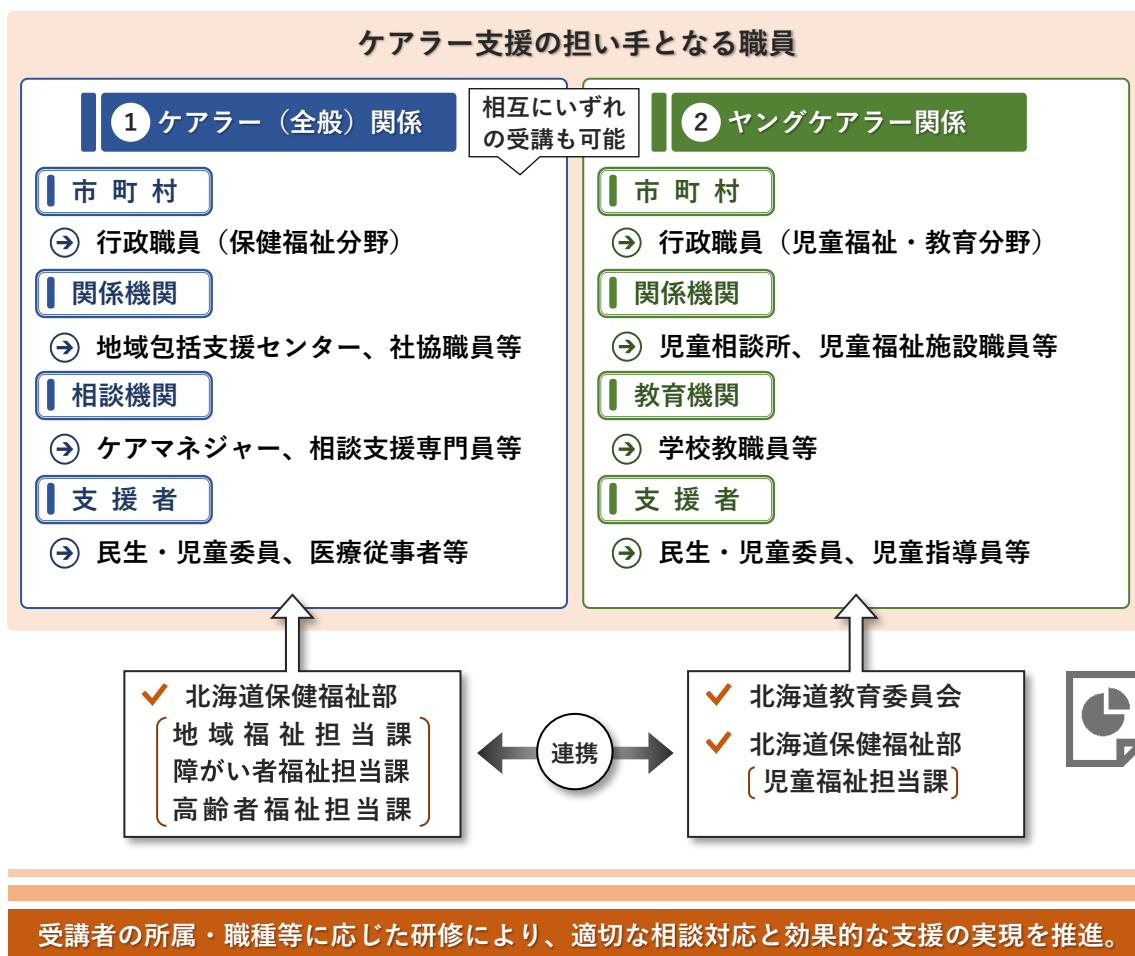
国においても、現状把握の全国展開を推進していますが、調査の実施に当たっては、回答者の負担やプライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

## 取組②：ケアラー支援の担い手となる職員向け研修の実施

ケアラー支援の視点や要支援ケースを把握するポイント、相談対応上の配慮事項、効果的な支援方法などを地域に広く浸透させるためには、ケアラー支援に携わる職員を対象とした研修の実施を推進していくことが重要です。

多くのケアラーが「相談できる人や窓口」を求めている状況を踏まえ、道では、適切な相談対応と効果的な支援が行われるよう、市町村や関係機関の職員、教職員等を対象とした研修を行っていきます。

研修は、ケアラーの年齢や受講者の所属・職種等に応じて、次のような体系としています。





### 取組③：家族介護に関する相談窓口の明確化の推進

ケアラーの支援ニーズを早期に把握し、必要な支援に結び付けていくためには、具体的にどのような家族介護に関する支援があるのか、その支援を得るためにはどこの窓口で相談すれば良いのかといった情報をあらかじめ周知しておくことが必要です。

道では、次のような考え方を周知するなどして、支援ニーズが早期に把握されるよう、市町村や関係機関等における相談窓口の明確化に係る取組を推進していきます。

#### 〔A. 対外的な情報発信〕

ケアラーとその家族が相談しやすい環境づくりを進めるには、窓口の明確化が重要になります。本人と接点のある職員が日頃から相談先を伝えるとともに、広報やホームページ等を活用して窓口を広く周知することが必要です。

市町村や  
関係機関  
の取組例

- ✓ 属性や世代を問わず相談を受け付ける重層的支援体制整備事業等による「断らない相談」窓口において、ケアラー関係の相談へ一元的に対応。
- ✓ 市町村の福祉分野における相談窓口に加え、社会福祉協議会も身近な窓口となる仕組みを整備。

学校の  
取組例

- ✓ 日常的に児童生徒と接する時間が長い教職員等が、家庭内のケアに関する身近な相談窓口として対応。
- ✓ 児童生徒の保護者に対しては、面談等の機会を通じ、学校が相談窓口となっていることについて周知。

多様な  
媒体の  
活用例

- ✓ 市町村のホームページにおいて、家庭内のケアに関する相談をeメールでも受け付ける旨を掲載。
- ✓ FacebookやTwitterなど、若者にとって馴染みのあるSNSを活用してケアラー支援の趣旨や窓口等を発信。

#### 〔B. 連携して支援を行う関係者への周知〕

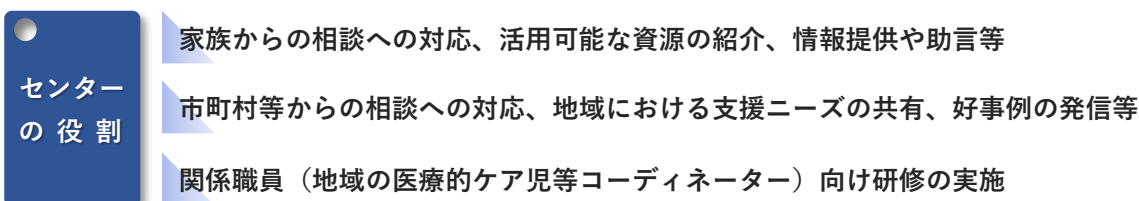
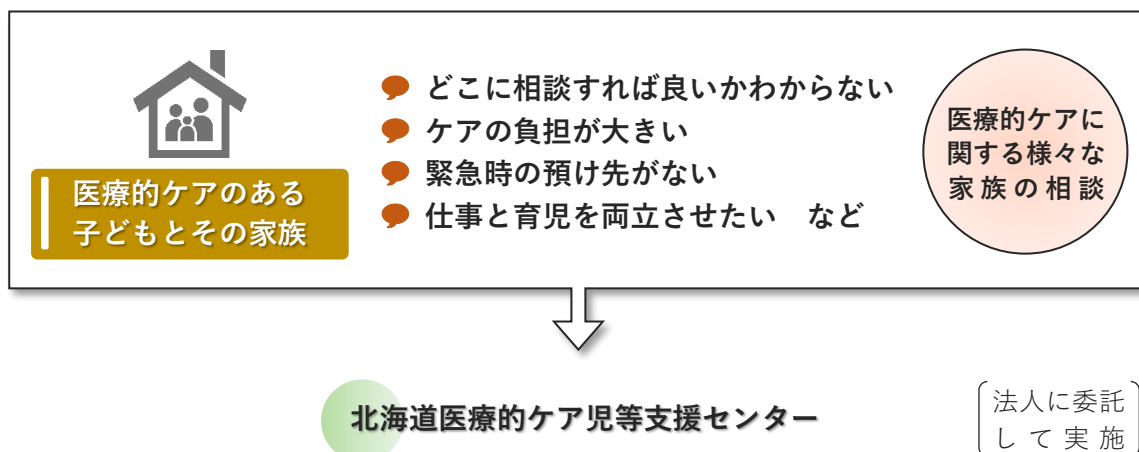
窓口の明確化は、ケアラーとその家族のみならず、関係機関や支援団体に対しても行うことが重要であり、そうすることで、円滑な支援へのつながりが期待されます。複合的な課題を抱えているケースにあっては、一つの分野で対応することが難しい場合もあることから、市町村が中心となって窓口を明確化するとともに、適切な連携が図られるよう、関係先に周知を行うことが大切です。

#### 取組④：医療的ケア児を支える家族への支援

ケアラーが支える家族の心身の状況は様々であり、介護や援助を要する程度も個々に異なる中、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が日常的に必要な医療的ケア児については、多機関にまたがる支援の調整が重要になることなどから、切れ目のない相談支援体制を構築することが求められます。

令和3年には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）が施行され、医療的ケア児及びその家族への支援を実施することが国及び自治体の責務として定められました。

道では、医療的ケア児とその家族を支援するため、令和4年に「北海道医療的ケア児等支援センター」を設置し、家族や市町村等からの医療的ケア児に関する様々な相談に対応していきます。



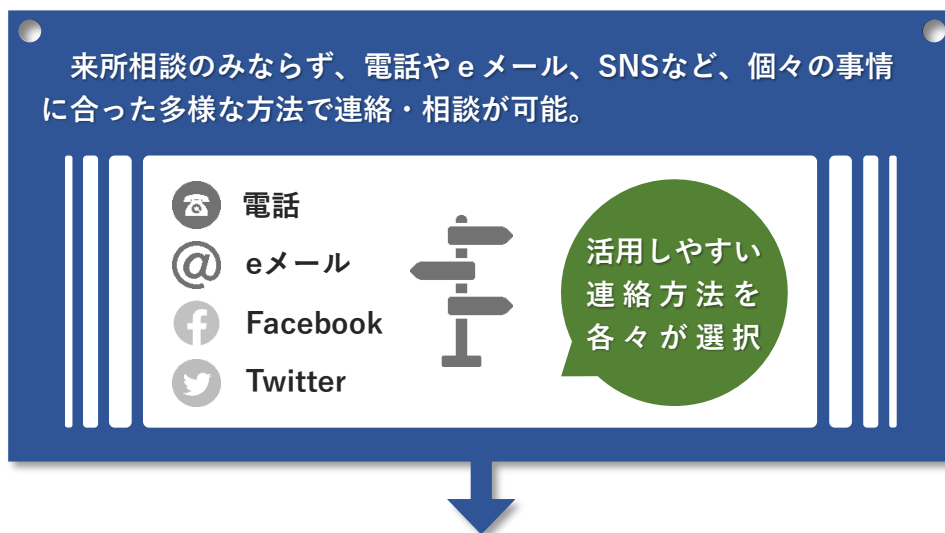
医療的ケアに関する専門性と経験を有する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、家族等からの相談支援に係る「情報の集約点」になるとともに、保健・医療・福祉・教育等の多分野にわたる支援の調整に中心的な役割を担います。

## 取組⑤：ヤングケアラー専門相談窓口の設置

支援が必要なヤングケアラーを発見・把握し、適切な支援やサービスにつなげるためには、アウトリーチによる実態把握（P33）のほか、児童生徒自身による自発的な相談を契機とすることも重要です。

道による実態調査では、ケアに関する悩みや負担について、「誰にも相談したことがない」と回答した中学2年生及び高校2年生の割合が約80%となっており（P116）、このことは、家族介護に関する相談窓口が児童生徒に広く認識されておらず、連絡先を知っていたとしても、公的機関への相談に踏み切れない場合が多いことなどによるものと考えられます。

そこで、道では、児童生徒がいつでも気軽に相談できる専門窓口として、令和4年に開設した「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」を中心に、表面化しづらい支援ニーズの把握と相談援助の取組を進めていきます。



北海道ヤングケアラー相談サポートセンター

〔法人・団体等に委託して実施〕

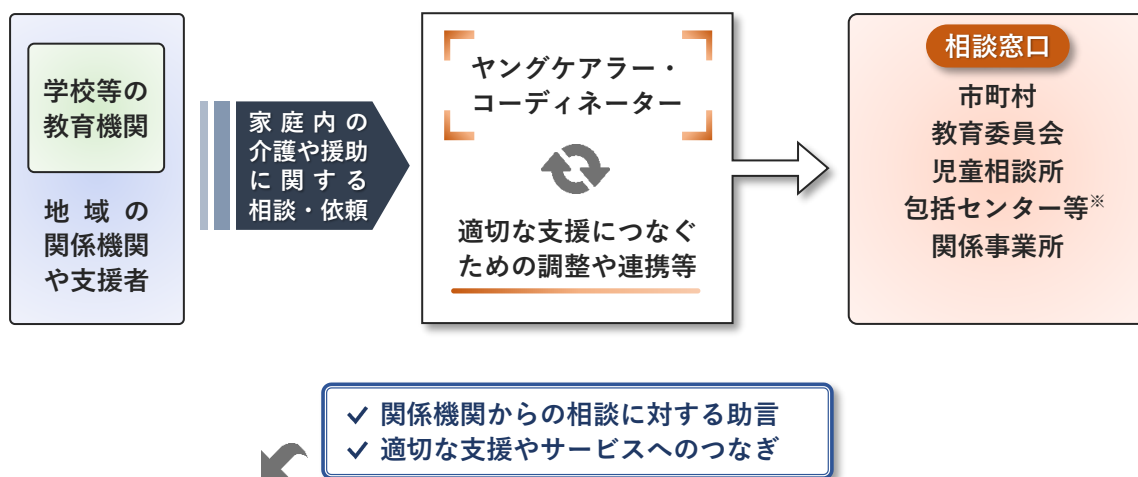
✓ 児童生徒への相談実績があり、ヤングケアラー支援の知見を有する職員が対応

## 取組⑥：ヤングケアラーを支援につなぐ調整役の配置

児童生徒にとって最も身近な関係機関である学校において、教職員等が家庭内のケアに関する悩みや負担に気付いた場合、学校が行政に連絡・相談しようとしたとき、ケアラー支援の担当窓口が十分に知られていないことがあります。

こうした要因で、支援へつなぐ機会を逸することのないよう、学校をはじめとする教育機関と行政の福祉分野が互いに連絡・連携できる関係を構築しておくことが大切です。

道では、地域の関係機関から相談・依頼を受け、適切な支援やサービスへのつなぎを担う調整役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を令和4年から全道8カ所に配置し、教育と福祉の連携を強化していきます。



ヤングケアラーへの支援に関する広域的な地域単位である8圏域（道の児童相談所管内ごとに区分したもの。P 5）に、児童福祉法に基づく児童家庭支援センターの専門職をコーディネーターとして配置。

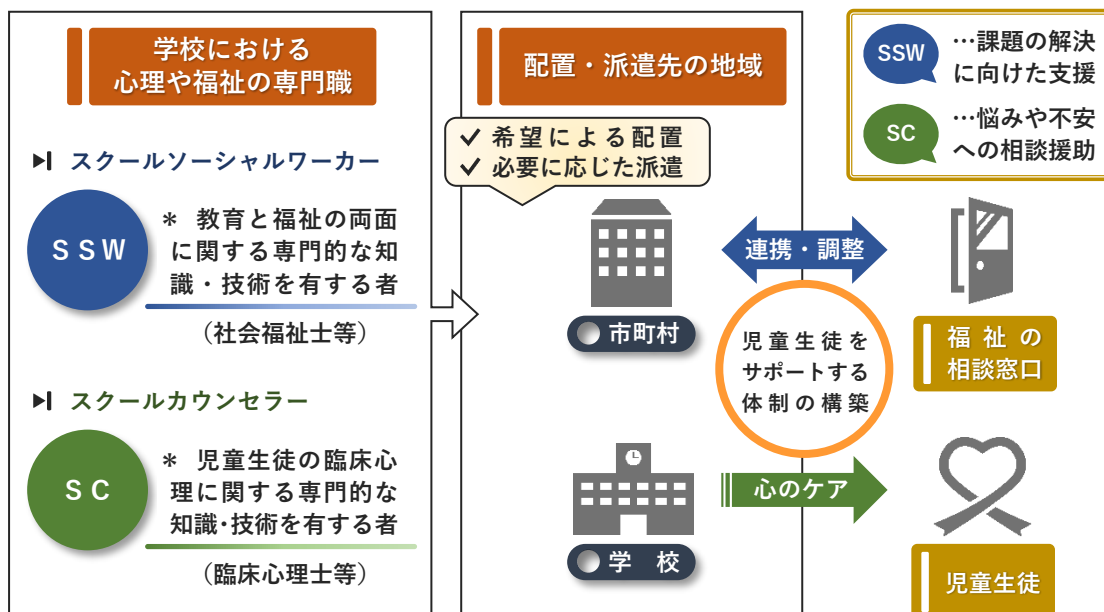
〔※ 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援機関等〕

## 取組⑦：支援が必要と考えられるヤングケアラーへのアウトリーチの取組

学校は、日々の授業や生活指導等を通じて児童生徒と接する時間が長いことから、支援が必要なヤングケアラーに気付く可能性が高い関係機関の一つです。

他の関係機関と情報共有を行い、支援の必要性に気付いた際には、心理的な支援や児童生徒の状況に応じた複数の機関による多角的な支援を行うことができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の配置を推進することが大切です。

道の教育委員会では、市町村の希望を踏まえてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を進めるとともに、未配置の地域や学校にも派遣する取組を行っており、市町村や学校の状況に応じて重点的な派遣を検討するほか、教職員等への研修や関係機関による協議会の開催などを通じ、学校と行政機関との連携体制を強化していきます。



➡ 配置・派遣方法の工夫や重点化等により、市町村・学校・関係機関の連携を推進し、ヤングケアラーへの支援を含む教育相談体制の充実を図る。